

— 播磨町開発指導要綱の改正について —

1. 改正の目的

現在の開発指導要綱は平成 26 年に制定し、まちの健全な発展と環境の良好な住宅地の形成を図るため、開発者に対して一定の基準を定めて指導及び必要な協力を要請しているところです。

このたび、近年の住宅供給をとりまく状況の変化等、現在の社会・経済情勢を考慮し、開発指導要綱の一部を改正するものです。

2. 改正内容

開発指導要綱に規定する宅地の一区画の面積基準について、130 m²以上から 100 m²以上へ改正します。(都市計画法に規定する用途地域が第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域である地域を除く。)

3. 適用日

令和 9 年 1 月 1 日

改正適用日前に開発事業事前協議書の受付をした開発行為等については、従前の例によるものとします。

4. 問い合わせ先

播磨町役場 都市基盤部 都市計画課 建築土地利用係
TEL 079-435-2366 (直通)